

一部事務組合の統廃合協議事項

協議項目	調整方針	承認
1 一部事務組合の統廃合の方針	沼田市外二箇村清掃組合及び利根東部衛生施設組合（以下これらを「清掃組合」という。）は解散することとし、ごみ処理施設の設置、維持管理及び処理に係る事務は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合に承継する。ただし、清掃組合が、現在共同処理している他の事務については、今後、清掃組合と構成市町村間で協議を行うものとする。統廃合後の組合の名称は「利根沼田広域市町村圏振興整備組合」を基本とする。	第5回理事会
2 統廃合協議の進め方	清掃組合及びその構成市町村は、解散に向けて調整を図り、広域組合との協議が必要な事項は広域組合及びその構成市町村と協議を行う。	第5回理事会
3 組合の解散時期		
4 事務の移管時期		
(1) ごみ処理施設の設置、維持管理及び処理に関する事務（二箇村、利根東部）		
(2) し尿処理施設の設置、維持管理及び処理に関する事務（二箇村）		
(3) 廃棄物の収集に関する事務（利東）		
(4) 最終処分場の設置、維持管理及び処理に関する事務（利根東部）		
5 組合財産の処分		
(1) 現金		
(2) 土地		
(3) 建物		
(4) 動産		
(5) 債権		
(6) 債務		
(7) 地方債		
6 組合職員の採用		
7 加入する一部事務組合等との協議	現行の運用を引き継ぎ、市町村等職員への退職手当の支給事務及び業務中に被災した市町村等の議会議員や非常勤職員への損害補償事務を群馬県市町村総合事務組合において共同処理する。 群馬県市町村公平委員会の共同設置を継続する。	第7回理事会
8 一部事務組合同約の改正・廃止手続		

9	統合組合の組織機構		
10	職員の任用方針		
11	統廃合後の職員に関すること		
	(1) 採用（試験、計画）	利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
	(2) 職員の任免（分限、懲戒）	利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
	(3) 職員の服務	利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
	(4) 昇任、昇給、昇格	利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
	(5) 給料、諸手当	利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐこととし、清掃作業手当は沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
	(6) 公務災害補償	現行の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
	(7) 旅費	利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
	(8) 人事評価	利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
	(9) 休暇、職務免除	利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
	(10) 研修	利根沼田広域市町村圏振興整備組合の研修内容を引き継ぐ。（沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合が実施している廃棄物処理施設の維持管理等に関する研修は引き継ぐ。）	第10回理事会
	(11) 福利厚生	利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
	(12) 職員組合	職員団体から、一部事務組合の統廃合協議に関し、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社会的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。統廃合前は各一部事務組合が交渉に当たるものとし、統廃合後は利根沼田広域市町村圏振興整備組合が交渉に当たるものとする。	第10回理事会
12	統廃合後の議員定数		
13	負担金の割合		
	(1) 建設費		
	(2) 新施設稼働後の維持管理費		
14	事務管理システム	統廃合時の利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。	第7回理事会
15	条例、規則、訓令等の制定改廃		